

2014. 1. 1

(一財) 電気安全環境研究所

「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈」における適用
試験基準の記載方法

1. 2014. 1. 1に電気用品安全法の技術基準の記載方法が替わりましたのでお知らせします。

今まで、「適合性検査申込書」及び「適合性同等検査申込書」の「適用試験基準」に「省令第1項」・「省令第2項」の表現となっていたが、「省令第1項」・「省令第2項」の区別がなくなりました。

今までの「省令第1項」・「省令第2項」は、下記の「別表」の表現となります。

別表第一	電線及び電気温床線
別表第二	電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品
別表第三	ヒューズ
別表第四	配線器具
別表第五	電流制限器
別表第六	小形单相変圧器及び放電灯用安定器
別表第七	小形交流電動機
別表第八	交流用電気機械器具並びに携帯発電機
別表第九	リチウムイオン蓄電池
別表第十	雑音の強さ
別表第十一	電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値
別表第十二	国際規格等に準拠した基準

以上の「別表」の区分けになります。

2. 「適合性検査申込書（様式第二）」及び「適合性同等検査申込書（様式第四）」の「3. 適用試験基準：電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈」の記載方法（「記載時の注意事項」を参照下さい。）

（別表第一）～（別表第八）及び（別表第十）のように（別表第〇）番号を記載してください。また、旧省令2項の場合には、（別表第十二）+（J規格番号）を記載してください。

（記載例）

- ①「温度ヒューズ」、「つめ付ヒューズ」、「管形ヒューズ」及び「その他の包装ヒューズ」の場合には、（別表第三）と記載して下さい。
- ②「直流電源装置」で旧省令2項の場合には、（別表第十二）及び（J規格番号）を記載して下さい。

以上